

使用前検査申請書

廃炉発官 R2 第 98 号
令和 2 年 7 月 31 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 6 4 条の 3
第 7 項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 サブドレン他水処理施設 サブドレン集水設備 その他機器 揚水ポンプ（完成品） 主要配管 サブドレンピット内 （ポリエチレン管） サブドレンピット出口から 中継タンク入口まで （ポリエチレン管）（鋼管）</p> <p>※1 実施計画Ⅱ.2.35.2.1 主要仕様参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年 8月 14日 （実施計画の変更認可年月日：令和2年7月14日）</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験を することができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和2年 8月 31日 至 令和2年 9月 18日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所 構内</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期</p>	<p>令和2年 10月 16日</p>

工事の工程に関する説明書

項目	年月	令和 2 年									
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
サブドレン他水処理施設 サブドレン集水設備					▼						
						☆	☆				△

━ : 工事期間 ☆ : 使用前検査 △ : 工事完了
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立ち入り制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

サブドレン集水設備設置エリア

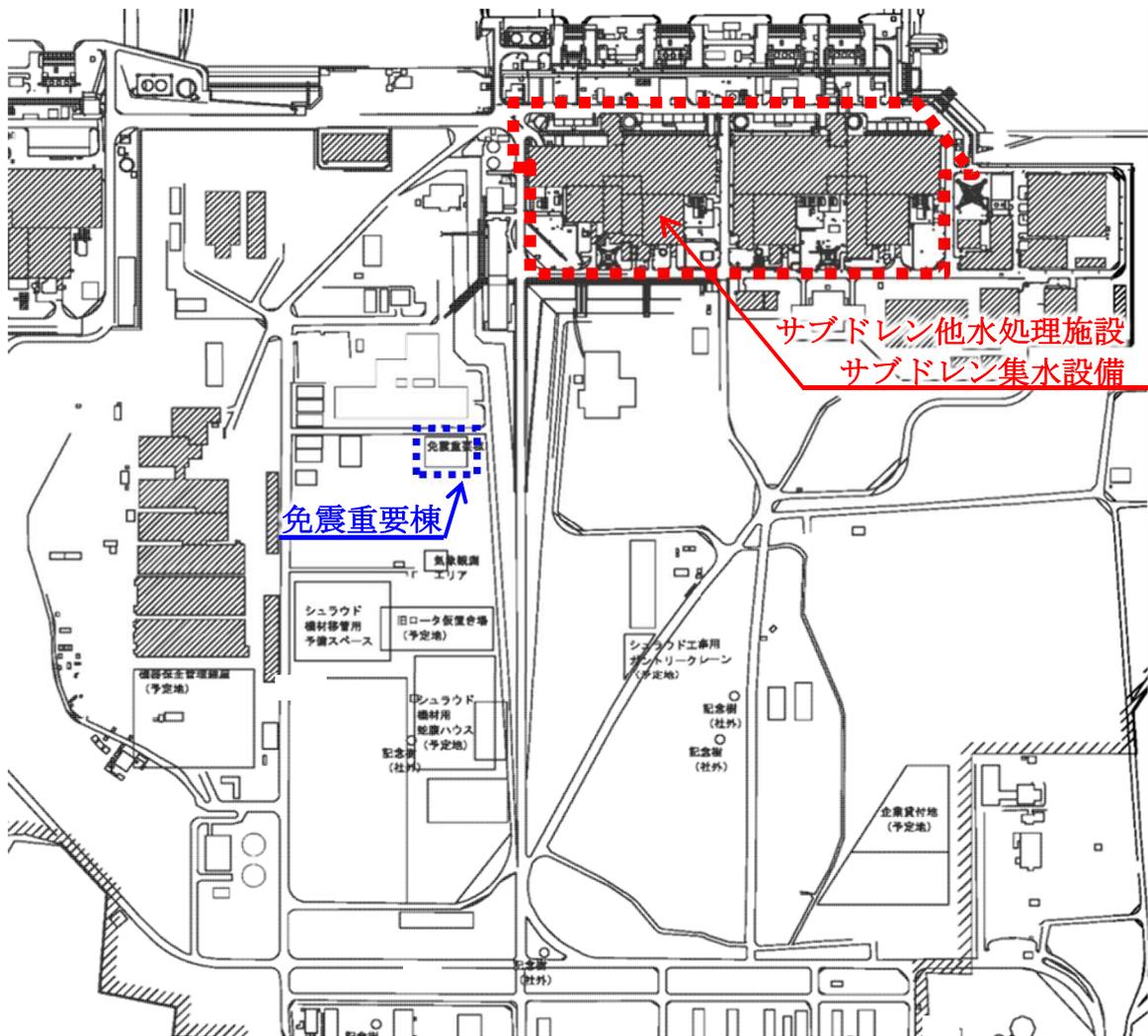
: 管理対象区域

別添－１ : 検査場所図

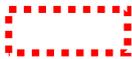
別添－２ : 検査系統概略図

以 上

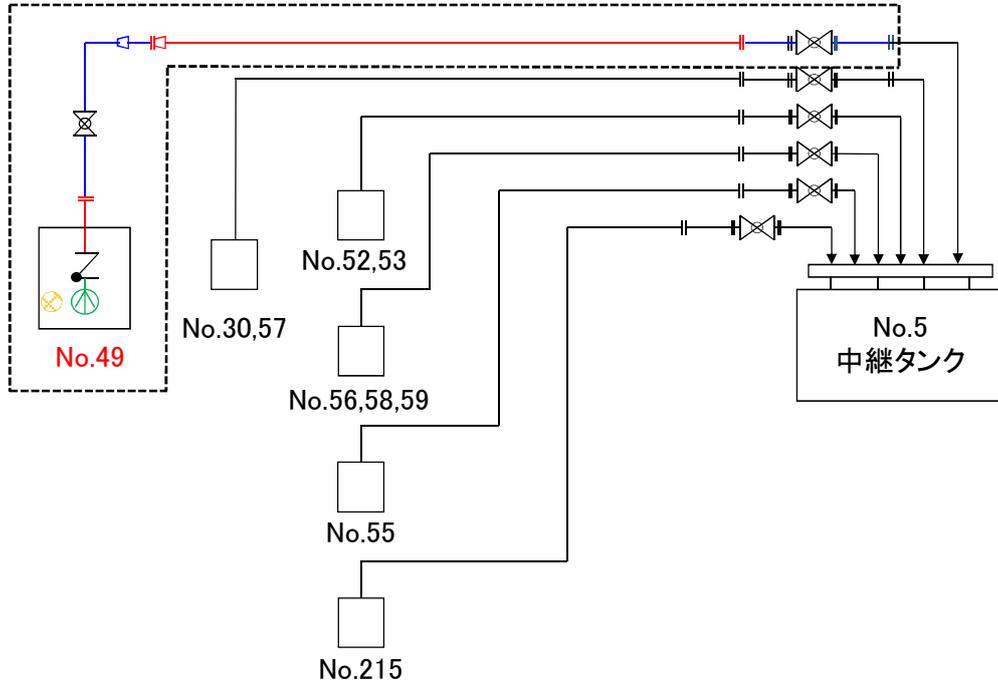
検査場所図



福島第一原子力発電所構内

 : 検査場所

検査系統概略図 (サブドレン集水設備)



■ 検査対象範囲	
—	PE管(32A相当,80A相当)
—	鋼管(32A,40A,50A)
	揚水ポンプ
	水位計